

様式 2 (行政手続法適用：個票番号 3 2 0 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 1 月 3 0 日作成

処 分 名	文化振興助成の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町文化振興助成条例 (平成9年3月25日条例第19号)	
根 拠 条 項	第5条第1項	
根 拠 条 文	教育委員会は、前条の申請があったときは、助成の可否を決定し、その結果を速やかに申請者に通知しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>町内の団体等が次の各号のいずれかに該当する場合で、厚岸町教育委員会が必要と認めたとき</p> <p>(1) 本町の文化の振興に寄与すると認められる発表会、講演会、展覧会及び展示会 (以下「発表会等」という。) を開催するとき、又は出版物を刊行するとき。</p> <p>(2) 全道的な規模以上の発表会等を町内で開催するとき、又は町外において開催される発表会等に参加若しくは出場するとき。</p> <p>(3) 児童生徒が、予選等を経て、全道的な規模以上の発表会等に参加又は出場するとき。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が文化の振興のため特に意義があると認められる活動等を行うとき。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (休日の日数は算入しない)
	経 由 機 関	日 (機関名 :)
	協 議 機 関	日 (機関名 :)
	処 分 機 関	7 日 (機関名 :)
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
備 考		

様式2（行政手続法適用：個票番号3202）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 1月30日作成

処 分 名	公民館使用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町公民館条例（平成13年10月1日条例第39号）	
根 拠 条 項	第7条第1項	
根 拠 条 文	公民館（分館を含む。以下同じ。）を使用するものは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>（使用の制限）</p> <p>第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可せず、又は使用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 公民館の建物、附属設備、備品等（以下「建物等」という。）をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3日（休日の日数は算入しない）
	経 由 機 関	2日（機関名：公民館、分館）
	協 議 機 関	日（機関名：）
	処 分 機 関	1日（機関名：教育委員会生涯学習課生涯学習係）
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
備 考		

様式2（行政手続法適用：個票番号3203）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年10月2日作成

処 分 名	公民館使用料の免除	
根 拠 法 令 名	厚岸町公民館条例（平成13年10月1日条例第39号）	
根 拠 条 項	第11条第3項	
根 拠 条 文	<p>（使用料）</p> <p>3 町長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町公民館条例施行規則 （使用料の免除）</p> <p>第6条 条例第11条第3項の規定により使用料の免除をする場合は、次のとおりとする。ただし、収益を目的として使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 町若しくは町の委員会が主催し、又は国と共催する事業に使用するとき。</p> <p>(2) 町内の保育所、幼稚園、小中学校又は高等学校が使用するとき。</p> <p>(3) 公共団体又はその他教育委員会が別に定める公共的団体が使用するとき。</p> <p>(4) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するとき。</p> <p>(5) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2日（休日の日数は算入しない）
	経 由 機 関	1日（機関名：公民館、分館）
	協 議 機 関	日（機関名：）
	処 分 機 関	1日（機関名：教育委員会生涯学習課生涯学習係）
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
備 考		

様式2（行政手続法適用：個票番号3204）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成29年10月 8日作成

処 分 名	公民館の特別の設備等の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町公民館条例（平成13年10月1日条例第39号）	
根 拠 条 項	第13条	
根 拠 条 文	<p>（特別の設備等の許可）</p> <p>第13条 使用者は、特別の設備をし、又は建物等に変更を加えて使用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日（ ）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	日（機関名： ）
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
備 考		

様式2（行政手続法適用：個票番号3205）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 1月30日作成

処 分 名	公民館使用料の還付申請	
根 拠 法 令 名	厚岸町公民館条例（平成13年10月1日条例第39号）	
根 拠 条 項	第12条 ただし書	
根 拠 条 文	（使用料の還付） 第12条 既納の使用料は還付しない。ただし、町長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	厚岸町公民館条例施行規則 （使用料の還付） 第9条 条例第12条ただし書の規定により、使用料を還付する場合は、次のとおりとする。 （1）使用日の3日前までに、使用中止、変更の届け出又は使用許可の取り消しがあった場合 （2）天災その他使用者の責めに帰さない理由により、公民館の使用ができなくなった場合 2 使用料の還付を受けようとするものは、使用料還付申請書（別記様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日（休日の日数は算入しない）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	7日（機関名：教育委員会生涯学習課生涯学習係）
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
備 考		

様式2（行政手続法適用：個票番号3206）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 1月30日作成

処 分 名	公民館使用者の販売行為の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町公民館条例施行規則（平成13年10月1日規則第4号）	
根 拠 条 項	第12条	
根 拠 条 文	<p>（使用者の販売行為）</p> <p>第12条 使用者は、公民館の内外でプログラム以外の販売行為をする場合、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>次に掲げるもののいずれかに該当していること</p> <p>(1) 社会教育事業者のうち公民館活動の目的に合致しているもの。</p> <p>(2) 利益を目的とした物品の販売のために使用すること。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3日（休日の日数は算入しない）
	経 由 機 関	2日（機関名：公民館、分館）
	協 議 機 関	日（機関名：）
	処 分 機 関	1日（機関名：教育委員会生涯学習課生涯学習係）
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
備 考		

様式2（行政手続法適用：個票番号3207）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 1月30日作成

処 分 名	真龍小学校開放利用の承認	
根 拠 法 令 名	真龍小学校施設開放事業実施規則（平成20年3月27日規則第5号）	
根 拠 条 項	第5条	
根 拠 条 文	<p>(利用の承認)</p> <p>第5条 解放施設を利用しようとするサークル等の代表者（以下「利用者」という。）は、利用しようとする日の3日前までに利用承認申請書（別記様式第1号）を教育委員会に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、解放施設の利用を承認したときは、利用承認書（別記様式第2号）を交付するものとする。</p> <p>3 前項の規定により利用承認書の交付を受けた利用者が、開放施設の利用を中止又は変更するときは、直ちに教育委員会に届けなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、開放施設の管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付し、及びこれを変更することができる。</p> <p>5 第1項の規定により利用承認書の交付を受けた利用者は、その権利の全部又は一部を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>(利用の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、利用の承認取り消し、又は利用を停止することができる。</p> <p>(1) 虚偽その他の不正な行為により承認を受けたとき。</p> <p>(2) 利用目的以外に使用したとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 日（休日の日数は算入しない）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	1 日（機関名：教育委員会生涯学習課生涯学習係）
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号3208）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月30日作成

処 分 名	情報館施設利用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸情報館設置条例施行規則（平成8年3月22日規則第4号）	
根 拠 条 項	第25条	
根 拠 条 文	<p>（利用の対象及び手続）</p> <p>第25条 情報館の視聴覚室、会議室、ギャラリー、サークル室、コンピュータ実習室等(以下「施設」という。)は、町内の地域団体、サークル等で、営利目的の使用を除き使用することができる。</p> <p>2 施設を利用しようとする者は、あらかじめ情報館施設利用申込書(別記第4号様式)を利用する5日前までに館長に提出しなければならない。ただし、館長が特別の事由があると認めるときはこの限りではない。</p> <p>3 館長は、施設利用を許可したときは、情報館施設利用許可書(別記第5号様式)を交付するものとする。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>次に掲げるもののいずれにも該当していないこと。</p> <p>1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団及び同条例第6号の暴力団員の利益になると認められる場合</p> <p>2 館内の秩序を乱し、他人に迷惑を及ぼすおそれがある時</p> <p>3 建物、付属設備、資料または設備品を破損、き損、消滅するおそれがある時</p> <p>4 営利を目的とする利用と認められる時</p> <p>5 その他、情報館の管理、運営上支障があると認められる時</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2日（注：休館日は含まない）
	経 由 機 関	1日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	1日（機関名：生涯学習課 情報館）
所 管 部 署	生涯学習課 情報館	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 3 2 0 9)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 1 月30日作成

処 分 名	海事記念館入館料の免除	
根 拠 法 令 名	厚岸町海事記念館条例(平成13年厚岸町条例第41号)	
根 拠 条 項	第 5 条 第 2 項	
根 拠 条 文	町長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより、入館料を免除することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>施行規則第 9 条 (入館料の免除)</p> <p>条例第 5 条 第 2 項の規定により、入館料の免除をする場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町若しくは教育委員会が主催し、又は国と共催する事業で入館するとき。</p> <p>(2) 保育所、幼稚園、小中学校又は高等学校が授業又は行事で入館するとき。</p> <p>(3) 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸の事業で入館するとき。</p> <p>(4) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が入館するとき。</p> <p>(5) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日 (休館日は含まない。)
	経 由 機 関	1 日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	1 日 (機関名：教育委員会生涯学習課海事記念館)
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課海事記念館	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号3210）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月30日作成

処 分 名	太田屯田開拓記念館入館料の免除	
根 拠 法 令 名	厚岸町太田屯田開拓記念館条例（平成13年厚岸町条例第42号）	
根 拠 条 項	第5条第2項	
根 拠 条 文	町長は、公益上必要と認めたときは、規則で定めるところにより、入館料を免除することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町太田屯田開拓記念館条例施行規則第10条（入館料の免除）</p> <p>条例第5条第2項の規定により、入館料の免除をする場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町若しくは教育委員会が主催し、又は国と共催する事業で入館するとき。</p> <p>(2) 保育所、幼稚園、小中学校又は高等学校が授業又は行事で入館するとき。</p> <p>(3) 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸の事業で入館するとき。</p> <p>(4) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が入館するとき。</p> <p>(5) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2日（注：土曜日、日曜日、祝祭日は含まない。）
	経 由 機 関	1日（機関名：厚岸町海事記念館）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	1日（機関名：厚岸町海事記念館）
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課海事記念館文化財係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号3211）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月30日作成

処 分 名	郷土館入館料の免除	
根 拠 法 令 名	厚岸町郷土館条例（平成13年厚岸町条例第40号）	
根 拠 条 項	第5条第2項	
根 拠 条 文	町長は、公益上必要と認めたときは、規則で定めるところにより、入館料を免除することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町郷土館条例施行規則第10条（入館料の免除）</p> <p>条例第5条第2項の規定により、入館料の免除をする場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町若しくは教育委員会が主催し、又は国と共催する事業で入館するとき。</p> <p>(2) 保育所、幼稚園、小中学校又は高等学校が授業又は行事で入館するとき。</p> <p>(3) 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸の事業で入館するとき。</p> <p>(4) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が入館するとき。</p> <p>(5) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2日（注：土曜日、日曜日、祝祭日は含まない）
	経 由 機 関	1日（機関名：厚岸町海事記念館）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	1日（機関名：厚岸町海事記念館）
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課海事記念館文化財係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 3 2 1 2)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 1 月30日作成

処 分 名	町指定文化財の指定	
根 拠 法 令 名	厚岸町文化財保護条例 (昭和33年厚岸町条例第 7 号)	
根 拠 条 項	第 8 条第 1 項	
根 拠 条 文	委員会は、第 2 条に掲げる文化財のうち町にとって重要なものを「厚岸町指定文化財」(以下「町指定文化財」という。)に指定することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町文化財保護条例第 2 条 (定義)</p> <p>この条例で文化財とは、現に町の区域内に所在する次の各号に掲げるもの(法又は同条例に基き国若しくは道の指定を受けたものを除く。)をいう。</p> <p>(1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡その他有形の文化財的所産で、町にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料(埋蔵文化財を含む。これを「有形文化財」という。)</p> <p>(2) 芸術、音楽、工芸技術、その他無形の文化的所産で、町にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらを「無形文化財」という。)</p> <p>(3) 在食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗、習慣及びそれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件で、住民生活の推移のため必要と認められるもの(これを「民俗資料」という。)</p> <p>(4) 貝塚、古墳、旧宅、その他の遺跡で町にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、湖沼、河川、山岳その他の名勝地で厚岸町にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの並びに動物、植物及び地質、鉱物で、町にとって学術上価値の高いもの(これらを「史跡、名勝、天然記念物」という。)</p> <p>上記のうち、厚岸町文化財保護条例第 8 条第 1 項に該当する場合に対して町指定文化財の指定を行う。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日 (注：土曜日、日曜日、祝祭日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：文化財専門委員会)
	処 分 機 関	日 (機関名：海事記念館)
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課海事記念館文化財係	
備 考	標準処理期間の未設定については、対象物件の状況や資料的価値を確認する必要があるため、標準的な処理の期間を設定することが困難であると判断し、未設定とする。	

様式2（行政手続条例適用：個票番号3213）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月30日作成

処 分 名	町指定文化財に対する行為の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町文化財保護条例（昭和33年厚岸町条例第7号）	
根 拠 条 項	第14条	
根 拠 条 文	<p>町指定文化財の所有者等は、町指定文化財に対して次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 現状を変更しようとするとき。</p> <p>(2) 保存の方法を変更しようとするとき。</p> <p>(3) 町の区域外に移そうとするとき。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町文化財保護条例第14条各号のいずれかに該当する場合に対して行為の許可を行う。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日（注：土曜日、日曜日、祝祭日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	14日（機関名：文化財専門委員会）
	処 分 機 関	16日（機関名：海事記念館）
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課海事記念館文化財係	
備 考		